

掛川市飼い主のいない猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、動物愛護の観点から、飼い主のいない市内の猫の繁殖を抑制するため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術及びそれらに併せて行う耳カット（以下「手術等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「不妊手術」とは、獣医師による卵巣又は卵巣及び子宮の摘出をして生殖を不能にする処置をいう。
- (2) この要綱において「去勢手術」とは、獣医師による精巣の摘出をして生殖を不能にする処置をいう。
- (3) この要綱において「耳カット」とは、獣医師による片方の耳の先端をV字に切り取る処置をいう。

第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

市内に住所を有する者が、飼い主がいない市内の猫に対して、自らの責任において手術等を実施する経費

(2) 補助額

次のとおりとする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ア 不妊手術については、不妊手術及び耳カットに要する費用の2分の1以内とし、1匹につき9,000円を限度とする。

イ 去勢手術については、去勢手術及び耳カットに要する費用の2分の1以内とし、1匹につき6,000円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 飼い主のいない猫に関する調査票（様式第2号）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の決定等

- (1) 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときはこれを審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金決定通知書により申請者に通知するものとする。
- (2) 申請者は、交付の決定があった日の翌日から起算して30日を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに手術等を実施するものとする。
- (3) 前項に規定する日までに手術等を実施しなかった場合は、交付申請は取り下げられたとみなす。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第3号）

イ 飼い主のいない猫に関する変更調査票（様式第2号）

ウ その他市長が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第4号）

イ 手術後の猫の写真

ウ 手術等に要した経費の支払を証明する書類の写し

エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

手術日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

- (2) 提出期限

補助金確定通知書を受領した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定の

あった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年度分の補助金から適用する。